

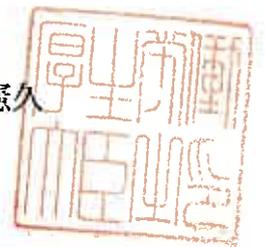
厚生労働省発職 0226 第4号

令和3年2月26日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

(人材開発統括官関係)

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

159 (略)

10 人材開発支援助成金制度の改正

(一) 特定中高年雇用型訓練を廃止すること。

(二) 年間職業能力開発計画に基づき、対象被保険者に特定分野訓練を実施した出向元事業主若しくは出向先事業主又は事業主若しくは事業主団体等に対する助成を廃止すること。

(三) 自発的職業能力開発を受けるために必要な百二十日以上の上の休暇を付与した場合の助成措置について、助成対象となる休暇の日数を百二十日以上から三十日以上に引き下げる。

(四) 青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の認定を受けた事業主に対する助成率を引き上げる取扱いを廃止すること。

(五) 東日本大震災に係る暫定措置を廃止すること。

11 (略)

12 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

(一) 特定被災区域内の事業主等を対象とする暫定措置について、令和四年三月三十一日まで延長すること。

(二) 建設又は介護の事業に係る暫定措置を廃止すること。

(三) 令和元年台風第十九号に係る暫定措置を廃止すること。

二 (略)

第二 その他

一 この省令は、令和三年四月一日から施行すること。

二 この省令に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。